

入 札 公 告（ 業 務 委 託 ）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2 年 5 月 2 9 日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

1 業務概要

- (1) 業 務 名 令和 2 年度 中京圏の新たな高速道路料金移行に伴う広報等業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、令和 2 年度内に予定されている名古屋第二環状自動車道の全線開通に合わせ、名古屋高速道路を含む中京圏の高速道路料金体系が変更となることを広く一般に周知するもの。
 - ア 広報業務一般
 - イ 新聞広告
 - ウ ラジオ CM
 - エ 印刷・制作
 - オ インターネット広告等
 - カ その他広報（ホームページ等）
 - キ 企画提案
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 3 年 4 月 3 0 日（金）まで

2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成 9 年名古屋高速道路公社細則第 3 号）第 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請資料の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成 19 年 7 月 2 日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 法令に定める厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働災害保険の加入手続きを行っていること。
- (5) 法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税が未納でないこと。

- (6) 業務実施体制に関して以下の要件を満足すること。
- ・愛知県内に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (7) 平成22年度以降申請書提出日までに完了した、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、地方道路公社、国、又は地方公共団体が発注した同種業務の実績を有すること。
- 同種業務とは、以下に掲げるア又はイを含む、受注額10,000千円以上の広報業務。
- ア 新聞広告の制作・掲載
 - イ ラジオCMの制作・放送
- (8) 配置予定管理技術者は、平成22年度以降申請書提出日までに完了した、以下に掲げるア又はイの業務実績を有すること。（発注機関は問わない。）
- ア 新聞広告の制作・掲載
 - イ ラジオCMの制作・放送
- (9) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

3 入札手続等

- (1) 担当部課
- 〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）
電話052-919-5642
- (2) 入札説明書、設計図書、図面等の交付について
- 交付希望者は、令和2年5月29日（金）午前10時00分から令和2年6月15日（月）午後4時00分までに、公社ホームページ内の入札契約情報よりダウンロードしてください。
- URL <https://www.nagoya-expressway.or.jp/nyusatu/kokoku/index.html>
- (3) 申請資料の提出期間、場所及び方法
- 本入札に参加を希望する者は、次に従い、申請資料を提出してください。
- ア 期 間 令和2年5月29日（金）から令和2年6月15日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで
- イ 場 所 (1)に同じ
- ウ 方 法 持参又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」とします。
- なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。
- (4) 競争参加資格の確認結果は、令和2年6月24日（水）までに通知します。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- 競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求められます。

- ア 提出期限 令和2年7月6日（月）午後4時00分まで
- イ 提出場所 公社会計課
- ウ 提出方法 持参又は郵送等とします。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

（6） 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- ア 入札執行年月日
令和2年7月10日（金）
- イ 場所
名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室
- ウ 入札書の提出
持参又は郵送等とします。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

- エ 入札回数 3回
なお、郵送等による提出の場合は、入札書の封書に1回目、2回目、3回目と明記するものとします。

4 その他

（1） 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金 免除
- イ 契約保証金 免除

（2） 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- ア 2の競争参加資格を有しない者のした入札。入札執行前において競争参加資格があると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

- イ 申請資料に虚偽の記載をした者のした入札

- ウ 現場説明書、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成18年通達第27号）において示す入札に関する条件に違反した入札

（3） 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の審査がなされた者の中で、工事の請負契約等の取扱いに関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第2号）第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

（4） 契約書作成の要否 要

（5） 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。

(6) 詳細については入札説明書によります。

(7) 留意事項

審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。

(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績及び手持ち業務量に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

別紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長を行った業務の実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は業務期間の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない業務の実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った業務。

2 業務実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務は、完了したものとして業務実績の対象とします。

3 手持ち業務量の取り扱い

配置予定技術者の手持ち業務量の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった業務については、手持ち業務量に含めないこととします。

4 業務実績の対象とする項目

（１）入札参加資格

ア 企業の業務実績

イ 配置予定技術者の業務実績

（２）総合評価落札方式の評価項目

ア 企業に関する事項の業務の実績

イ 技術者に関する事項の業務の実績

5 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

（１）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて業務の一時中止等を行ったことを確認できる書類

（２）業務の一時中止等を行う前の業務期間を確認できる書類